

# 『ひとり親家庭』等に

## 手当を支給します

※手当等の受給には**申請が必要**です。

### 児童扶養手当について

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成しているひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

#### ◆対象者

次のいずれかの条件にあてはまる、18歳になつてから最初の3月31日までの児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母以外で児童を養育している人が手当を受けることができます。

※心身におおむね中程度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳まで手当が受けられます。

### 支給対象となる児童

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡もしくは生死不明の児童
- ③ 父又は母が重度の障害を有する児童
- ④ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父又は母がDV防止法に基づく保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 遺棄などで父母がいるかいか明らかなでない児童

### ◆手当月額

(令和2年4月分)

※所得制限があります

◇全部支給のとき

対象児童1人 4万3160円

対象児童2人 1万190円加算

対象児童3人以上

6110円ずつ加算

◇一部支給のとき

対象児童1人 4万3150円

対象児童2人 1万180円

対象児童3人以上 1万180円

加算

対象児童3人以上

6100円

3060円ずつ加算

◇全部停止のとき 0円

※受給資格者等の所得が制限限度額を超えた場合は、手当額の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

※これまで、公的年金を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月から、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の手当を受給できるようになりました。

### 申請手続きについて

児童扶養手当を受給するには、申請が必要です。申請の際、戸籍や申立書など必要な書類がありますので、請求する前に担当までお問い合わせください。

### ひとり親家庭等医療費助成制度について

母子家庭、父子家庭、父母のない児童に対し、その医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

#### ◆受給資格者

20歳の誕生日の前日までの間にある児童を扶養している、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される母子・父子家庭と父母のない児童（※交付申請はその児童を現に養育している人）

#### ◆助成について

・所得制限があります。申請者本人及び同居している扶養義務者（世帯分離しているも、同居している場合は所得確認の対象となることがあります。）全員が所得税非課税でない制度を利用できません。  
・子ども医療費助成制度とは併用できません。  
・保険適用分を助成します。保険適用外の支払（例えば予防接種代や差額ベッド代等）は、助成対象となりません。

・後日申請していただいた口座へ町から医療費を振り込みます。  
・現在受給している方は、毎年6月中に更新の手続きが必要となります。

### 申請及び届出について

- ① 申請に必要なもの
- ・ 印鑑
- ・ 健康保険証（受給対象者全員分）
- ・ 振込先銀行口座※（郵便局を除く）
- ※医療費を振り込むのに申請者の口座が必要です。
- 以上のものを持って窓口で申請してください。
- ② 届出が必要なとき
- ・ 加入している健康保険証に変更があったとき
- ・ 住所、氏名等に変更があったとき
- ・ 東伊豆町から転出するときなど
- 以上のときは、受給者証を持って窓口へ届け出てください。

問合せ先 住民福祉課 子育て支援係  
☎95-6204

# 新婚夫婦を応援！

## ◆東伊豆町結婚新生活支援補助金◆

### 【補助内容】

結婚を機に新たに町内の住居へ引っ越しされた 新婚夫婦を対象に、**住居費・引越費用**を補助します。

### 【補助金額】

1世帯当たり **最大30万円**

### 補助の対象となる新婚世帯の要件

- ① 令和2年1月1日～令和3年3月31日までに結婚された夫婦であること
- ② 婚姻時において夫婦共に34歳以下であること
- ③ 令和2年1月1日以降に、結婚を機に新たに町内の住居を購入（賃借）し、町内に住所を有していること
- ④ 前年の夫婦の年間合計所得が340万円未満であること
- ※奨学金を返済している場合は、合計所得から年間返済額を控除します。
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助等を受けていない者
- ⑥ 過去に本補助金の交付を受けていない者

### 補助の対象となる費用

- ① 住居費  
住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等
- ※勤務先からの住宅手当支給分は補助対象外
- ② 引越費用  
引越業者又は運送業者への支払い等
- ※不用品の処分費用、レンタカー代及び謝礼等は対象外

※詳細は東伊豆町ホームページをご確認ください



問合せ先 企画調整課 企画係  
☎95-6202

# 年金生活者支援給付金制度のご案内

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受取には請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

### 【対象となる方】

- 老齢基礎年金を受給している方  
以下の要件をすべて満たしている必要があります。
- ・ 65歳以上である。
- ・ 世帯員全員、町民税が非課税となっている。
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万以下である。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方  
以下の要件を満たしている必要があります。
- ・ 前年の所得額が約462万以下である。

### 【請求手続き】

- ① 現在年金を受給していて、新たに支給対象要件を満たした方  
年金事務所または役場で、請求手続きをしてください。
- ② これから年金を受給する方  
年金の請求の手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きをしてください。



年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったら…



※既に手続き済みの方で支給要件を満たす場合は、2年目以降は原則手続き不要です。  
※日本年金機構や、厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。  
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めらることはありません。

問合せ先 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165